

【注意事項】

・現時点で、利用可能な行政サービス等を掲載しています。内容は随時更新する予定です。

提供する行政サービス等一覧【都留市】

(令和6年1月1日現在)

No.	行政サービス等の内容	対象施設	受領証の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	公営住宅（特定公共賃貸住宅含む）の入居	市内10団地	○		建設課	0554-43-1111（内線136・137）	・入居申請をする際に、受領証を提示することにより、親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）がある者として世帯要件を満たすことが可能になりますが、入居の際は他の条件（条例等）の入居資格を満たす必要があります。
2	放課後児童クラブの利用申し込み	市内放課後児童クラブ	○		健康子育て課	0554-46-5113	保護者同様の事情にあるもとみなし、利用の申し込みが可能になります。運営主体は「NPO法人にじろのスイミー」になります。
3	保育施設等の入園申し込み	保育園・認定こども園等	○		健康子育て課	0554-46-5113	保護者同様の事情にあるもとみなし、入園の申し込みが可能になります。
4	住民基本台帳の続柄の表示		○		市民課	0554-43-1111	世帯主との続柄について、通常「同居人」となるところを「縁故者」として登録できます。

※受領証を提示して受けられるサービス一覧になります。

（受領証の提示が不要でも受けられるサービスもありますので、市のホームページ等をご確認ください。）

※受領証を返還した場合や内容を変更した場合は、対応した窓口に忘れずに連絡してください。

※このほか、都留市職員の福利厚生制度等（互助会事業、休暇、手当等）における活用を検討しています。